

## 11. プロフェッショナル人材確保支援事業

### 1 目的

- ・ 高度な専門性を持ち、企業の成長戦略を具現化するための人材を新たに雇用する企業に対して補助し、市内企業の成長を促すことを目的とする。

### 2 補助額

- ・ 補助額 年収 500 万円以上の新規雇用に対して 80 万円  
ただし、同一事業所につき 1 人限り

### 3 対象者

- ・ 中小企業者等（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）  
「中小企業者等」の定義については、共通事項 3 ページ参照

#### 【申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 個人事業主の場合、市内に事務所・事業所を有しているもの
- ◆ 法人の場合、市内に本店・本社、支店・支社、営業所の法人登記がなされているもの
- ◆ 協同組合等の場合、主たる事務所を市内に有し、かつ組合員の 4 分の 3 以上のものがその主たる事務所又は事業所を市内に住所を有していること
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 申請時点で、事業を営んでいること（開業届・営業許可証等の提出を求める場合があります）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 19 条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

#### 4 対象となる事業

- ・ 企業の成長戦略を具現化するために、高度な専門性を持つプロフェッショナル人材（※）を新たに1年以上雇用し、企業の事業創出力向上やマネジメント能力強化に繋がる取組であること。

※ プロフェッショナル人材とは次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- ① 概ね10年以上の実務経験を有し、かつ、受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有しており、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材として受入先の企業が認めたものであること
- ② 名寄市内の事業所に勤務するものであること
- ③ 年収（各種手当を含む総支給額）が500万円以上の雇用契約を交わすものであること

- ・ 次のいずれにも該当する事業であること。
  - ① プロフェッショナル人材の新規雇用による事業効果（経営サポート強化、製造力の強化、新技術の開発、新事業展開・販路拡大）が明確であること。
  - ② 条例又は施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること。
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 補助対象となるためには、プロフェッショナル人材との雇用契約を締結する前にプロフェッショナル人材確保支援事業認定申請書を提出し、事業認定を受ける必要があります。
- ・ 事業の「着手年月日」は、プロフェッショナル人材との雇用契約締結日、とし、「完了年月日」はプロフェッショナル人材への1年間分の給与等の支出が全て完了した日とします。
- ・ 実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内（事業の完了月が3月である場合は3月末日まで）に提出してください。

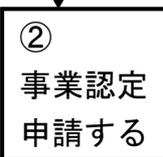
## 6 申請フロー



①  
相談する

プロフェッショナル人材の採用を検討した段階で

産業振興課へ相談し、申請書類の確認・作成を行ってください。

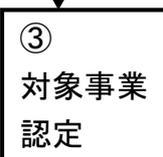


②  
事業認定  
申請する

雇用契約を締結する（事業の着手）7日前までに

事業認定申請書に次の書類を添付し、提出してください。

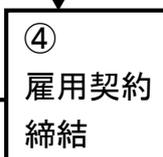
- 1 申請者の概要や事業内容を記載した事業計画書
- 2 プロフェッショナル人材の履歴書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類



③  
対象事業  
認定

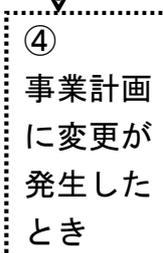
書類審査後、補助対象事業の認定が決定したら、「プロフェッショナル人材確保支援事業認定通知書」を郵送します。

申請～審査～決定～郵送まで約1週間かかります。



④  
雇用契約  
締結

雇用契約を締結し、事業計画書に基づき、プロフェッショナル人材の就業を開始

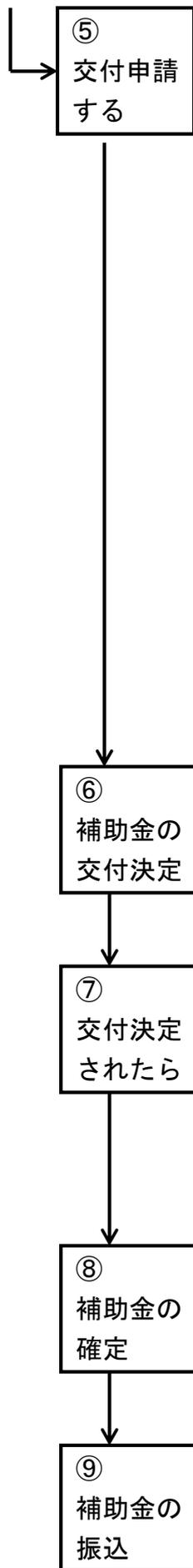


④  
事業計画  
に変更が  
発生した  
とき

次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更承認について、速やかに産業振興課へ報告してください。

- (1) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき（雇用契約における労働条件の変更等）。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更内容の報告時には、変更内容を証明できる書類（雇用契約変更にかかる覚書や念書等）を提出してください。



プロフェッショナル人材への1年間分の給与等の支出が全て完了したら

申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、提出してください。

- 1 事業成果報告書
- 2 雇用契約書（労働条件通知書）の写し
- 3 プロフェッショナル人材の出勤簿等の写し
- 4 プロフェッショナル人材に係る賃金台帳等の写し
- 5 支出を証明する書類等（振込明細書等の写し）
- 6 納税証明書（市税の滞納がないことを証明）（交付手数料 300 円）

次の窓口にて交付申請してください。

- ・名寄市役所名寄庁舎 税務課納税係
- ・名寄市役所風連庁舎 地域住民課総務・税務係

交付申請には代表者の印鑑、代理の場合はさらにその方の印鑑が必要となります。

申請時点で市税の納入義務を負わない場合も提出してください。

**注意** 納税証明書は発行日から1か月以内のもの

- 7 その他市長が必要と認める書類

書類審査後、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を郵送します。申請～審査～決定～郵送まで約1週間かかります。

補助金交付決定通知が届いたら

速やかに、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 2 その他市長が必要と認める書類

書類審査後、「補助金確定通知書」を郵送します。

実績報告～書類審査～補助金の確定まで約1週間かかります。

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。